プレスリリース

立川市 Tachikawa City

令和７年６月３０日 広報プロモーション課

送付文書 計２枚

報道機関　各位

市職員の懲戒処分について

本日令和７年６月 30 日（月）付けで、市職員に対する懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

１．被処分者　　教育部係長　55 歳　男性

２．事件概要　　被処分者は、市に提出している通勤届（公共交通機関の利用で記載）の内容とは異なる経路及び手段であることを認識しつつ、自家用車にて通勤し、また、無許可で市役所本庁舎地下駐車場に駐車していた。このことにより、通勤手当 245,070 円（令和５年７月及び令和５年 10 月から令和７年５月までの分）を不適正に受給していたとともに、市庁舎駐車場駐車料 52,500 円（令和７年１月から５月までの分）が未払いであった。

市は、令和７年５月に他職員からの情報提供により本事案を覚知し、その後の被処分者への事情聴取等を経て返還金額を確定させて納付請求を行っており、全額が返金済となっている。

３．処分内容　　懲戒減給 10 分の１（３か月）（地方公務員法第 29 条第１項第１号及び第３号適用）

４．処分発令日　令和７年６月 30 日（月）

※ 教育長から市民のみなさま方へ

このような不祥事が起こってしまったことは誠に遺憾であり、市民の皆様の市政に対する信頼を損なうものとして重く受け止めております。

対象職員の懲戒処分を行ったところですが、職員には法令遵守などの公務員としての基本原則を改めて自覚するように周知するとともに、再発防止に取り組んでまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

【問い合わせ】
立川市教育委員会事務局教育部教育総務課長　担当：臼井　隆行
℡０４２－５２３－２１１１　（内線）2128